

登録制自転車駐車場の登録料の改定等について

区が運営する自転車駐車場等の利用料金は、運営に要する経費等を考慮して金額を定めている。

このうち登録制自転車駐車場については、平成16年に登録料を見直し改定を行ったが、改定から数年が経過し運営費用が登録料を上回った状態にあることに加え、また、他の自転車等駐車整理区画の整理手数料、有料制自転車駐車場の利用金額と比較しても不均衡が生じている。

このため、平成24年度から現在の登録料を見直し改定を行うとともに、より効率的な運営を行うため、登録者が年度の途中で利用を取りやめ、登録枠に空きが生じた場合には、新たな利用希望者が登録できるよう改める。

これに併せて、中野区自転車駐車場条例施行規則の一部を改正する。

1 施設の概要

登録制自転車駐車場

- (1) 新江古田駅自転車駐車場（江原町2-29-17）

登録予定台数：300台（平置き・屋根なし）

- (2) 中野富士見町自転車駐車場（弥生町5-23-17）

登録予定台数：115台（平置き・屋根なし）

2 主な内容

- (1) 登録料の額

（現 行） 1登録期間につき 5,000円

（改正後） 1登録期間につき 7,200円

登録期間が6か月以下（承認日が10月1日以降）の登録の場合は、
3,600円

- ※（参考） ・ 前回（平成16年）の改定：3,700円を5,000円に改定。
・ 自転車等駐車整理区画の整理手数料 7,200円～9,600円

(2) 登録料の還付

利用期間の途中で登録の取消を行った場合等の登録料の還付金額を細分化する。

還付の区分	改正後	現行
駐車場の利用を始める前に登録を廃止又は取り消した場合	<年間登録、6か月以下の登録いずれも> 登録料（7,200円又は3,600円）の全額	登録料（5,000円）の全額
駐車場を利用した期間が1か月未満の場合	<年間登録のみ> 登録料（7,200円）の4分の3	登録料（5,000円）の3分の2
駐車場を利用した期間が1か月以上3か月未満の場合		登録料（5,000円）の3分の1
駐車場を利用した期間が1か月以上2か月未満の場合	<年間登録のみ> 登録料（7,200円）の2分の1	
駐車場を利用した期間が2か月以上3か月未満の場合	<年間登録のみ> 登録料（7,200円）の4分の1	
10月1日以降に登録した場合で駐車場を利用した期間が1か月未満の場合	<6か月以下の登録のみ> 登録料（3,600円）の2分の1	

3 実施日

平成24年4月1日

なお、平成24年2月6日から平成24年度の利用申し込み受付を行う。

4 周知方法

区ホームページ（2月1日）、区報（2月5日号）に掲載及び現地駐車場にお知らせを掲示する。